

多摩地域26市における環境美化推進に関する条例の制定状況

- ・令和3年4月現在で、下表のとおり多摩地域26市中23市が、環境美化推進に関する条例制定しています。
- ・また、23市のうち17市において、罰則（過料）の規定が設けられています。

【多摩地域26市の制定状況（令和3年4月現在）】

市名	歩行喫煙関係			ポイ捨て・美化関係		
	条例	要綱	罰則	条例	要綱	罰則
1	八王子市	○		2万円以下		
2	立川市	○			○	
3	武蔵野市		○			○
4	三鷹市(※令和3年4月施行)	○		2千円		
5	青梅市	○		2千円以下	○	
6	府中市	○		5万円以下	○	5万円以下
7	昭島市				○	5万円以下
8	調布市	○			○	2万円以下
9	町田市	○		2千円以下	○	2万円以下
10	小金井市	○		2千円以下	○	2千円以下
11	小平市					
12	日野市				○	2千円以下
13	東村山市	○		2千円	○	2千円
14	国分寺市	○			○	
15	国立市	○			○	
16	福生市	○		2千円	○	
17	狛江市	○		2万円以下	○	
18	東大和市					
19	清瀬市	○		2千円以下	○	2千円以下
20	東久留米市	○			○	
21	武蔵村山市				○	2千円以下
22	多摩市	○		5千円以下	○	5千円以下
23	稲城市	○		2千円	○	2千円
24	羽村市	○		5千円以下	○	5千円以下
25	あきる野市					
26	西東京市		○			○

18市 2市 13市 19市 2市 12市